

平成25年2月1日

日本産婦人科医会会員 各位

公益社団法人日本産婦人科医会
医療政策部会
担当副会長 今村 定臣
担当常務理事 西井 修
委員長 千歳 和哉

院内助産における助産師の業務範囲の留意点について

謹啓 常日頃より本会事業にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、産科医不足の解消策として、院内助産を推し進めようとする意見があります。院内助産に対しては様々な考え方がありますが、安全が十分に確保できない状態で院内助産を導入することを危惧しております。つきましては、院内助産に際しては、以下の点に十分ご留意の上行っていただきますようお願いいたします。

1. 現行法において、助産師が医行為を行うことは禁じられています。臨時応急の手当についてはこの限りでないとされていますが、助産師が会陰切開・会陰裂傷縫合術・局所麻酔剤の投与を行うことは医師の管理下にあっても認められません。
2. 助産師の医行為が訴訟に発展した場合、助産師本人のみではなく、助産師の医行為を認めた医師あるいは医療機関の管理者が法的責任を問われることとなります。
3. 院内助産が行われる場合は、医師との連携体制や医療安全確保体制について妊婦や家族に十分な情報が伝えられるべきです。

謹白